

大阪市市税条例の一部を改正する条例案

第1条 大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第9条第1項第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定若しくは」を削る。

第30条の2第1項の表中「並びに附則第116項及び第121項」を「及び附則第116項」に改め、同条第5項中「場合を除く。）」を「場合を除く。）又は第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。）」に改める。

第31条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第35条第1項中「又は証券投資信託」を「、金銭の分配（同条第1項に規定する金銭の分配をいう。以下この項において同じ。）又は証券投資信託」に改め、同項第1号中「剰余金の分配」を「剰余金の分配、金銭の分配」に改める。

第35条の2第1項第2号イ中「及び附則第117項」を削り、同号ウ中「（同法第10条の2の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第10条の2の2から第10条の5の5」を「から第10条の5の4」に改める。

第35条の2の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改め、同条第4項中「平成29年」を「平成31年」に改める。

第35条の3第2項中「100分の10」を「100分の20」に改め、同項第2号中「課税山林所得金額（以下この項）」を「課税山林所得金額（次号）」に、「同条第2項」を「同項」に、「課税退職所得金額（以下この項）」を「課税退職所得金額（同号）」に改める。

第35条の4の3の次に次の2条を加える。

第35条の4の4 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第35条の3第1項第1号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第12項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合においては、申告特例控除額を当該納税義務者の第35条の3第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の申告特例控除額は、第35条の3第2項に規定する特例控除額に、次の表の左欄に掲げる第33条第2項に規定する課税総所得金額から第34条の4第1号アに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

1,950,000円以下の金額	85分の5
1,950,000円を超え3,300,000円以下の金額	80分の10
3,300,000円を超え6,950,000円以下の金額	70分の20
6,950,000円を超え9,000,000円以下の金額	67分の23
9,000,000円を超える金額	57分の33

第35条の4の5 平成28年度から平成50年度までの各年度分の個人の市民税についての前条第1項及び第2項の規定の適用については、同項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。

第38条の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第51条の2第1項中「同法、」を「同法又は」に、「、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢又は退職」を「による老齢」に改める。

第53条第1項中「9年」を「10年」に改め、同条第3項中「9年以内」を「10年以内」に、「前9年内事業年度」を「前10年内事業年度」に改め、同条第5項中「9

年」を「10年」に改め、同条第6項中「9年以内」を「10年以内」に、「前9年内連結事業年度」を「前10年内連結事業年度」に改め、同条第8項中「9年」を「10年」に改め、同条第9項中「9年以内」を「10年以内」に、「前9年内事業年度」を「前10年内事業年度」に改め、同条第11項中「9年」を「10年」に改め、同条第12項中「9年以内」を「10年以内」に、「前9年内連結事業年度」を「前10年内連結事業年度」に改める。

第53条の3中「もの又は」を「もの若しくは同条第3項の控除の限度額で政令で定めるもの又は」に改める。

第53条の18第2項中「第37条の14の3第1項」を「第37条の14の4第1項」に改める。

第53条の18の2第2項中「及び第53条の20第1項」を「、第53条の20第1項及び第53条の21第1項」に、「第37条の14の3第1項」を「第37条の14の4第1項」に改める。

第53条の18の3第2項中「及び第53条の20第2項」を「、第53条の20第2項及び第53条の21」に改める。

第53条の20の次に次の1条を加える。

(未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例)

第53条の21 所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する未成年者口座管理契約（以下この条において「未成年者口座管理契約」という。）に基づき同法第37条の14の2第1項各号に規定する未成年者口座内上場株式等（以下この条において「未成年者口座内上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

2 租税特別措置法第37条の14の2第4項各号に掲げる事由により、同条第5項第1号に規定する未成年者口座（以下この条において「未成年者口座」という。）からの未成年者口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この条において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた未成年者口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として政令で定める金額（以下この条において「払出し時の金額」という。）により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14の2第4項第1号に掲げる移管若しくは返還又は同項第3号イに掲げる廃止による未成年者口座内上場株式等の払出しがあつた未成年者口座を開設し、又は開設していた所得割の納税義務者については、当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあつた未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる相続若しくは遺贈又は同項第3号ロに掲げる贈与により払出しがあつた未成年者口座内上場株式等を取得した所得割の納税義務者については、当該相続若しくは遺贈又は贈与の時に、その払出し時の金額をもつて当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び第53条の18の規定その他の市民税に関する規定を適用する。

3 未成年者口座及び租税特別措置法第37条の14の2第5項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する所得割の納税義務者の同条第4項第3号に規定する基準年の前年12月31日までに同条第6項に規定する契約不履行等事由（以下この項において「契約不履行等事由」という。）が生じた場合には、次に定めるところにより、市民税に関する規定を適用する。この場合には、政令で定めるところにより、同条第4項第1号から第3号までの規定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該未成年者口

座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

- (1) 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該未成年者口座内上場株式等の未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。
- (2) 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第37条の14の2第4項第1号に掲げる移管があつた未成年者口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管があつた時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。
- (3) 契約不履行等事由の基因となつた未成年者口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。
- (4) 第2号の規定の適用を受ける当該未成年者口座を開設していた所得割の納税義務者については、同号の移管があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管による払出しがあつた未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。
- (5) 第3号の規定の適用を受ける当該未成年者口座を開設していた所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出

し時の金額をもつて同号の未成年者口座内上場株式等（租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号へ(2)に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第3号の未成年者口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。

- 4 前項の場合において、同項第1号から第3号までの規定により譲渡があつたものとみなされる未成年者口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第33条第3項の規定の例によつて算定した当該未成年者口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、市民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

第64条中第9項を第12項とし、第8項を第11項とし、第7項を第10項とし、第6項の次に次の3項を加える。

- 7 法附則第15条第18項本文の条例で定める割合は、5分の3とし、同項ただし書の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第30項の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 9 法附則第15条第31項の条例で定める割合は、2分の1とする。

第64条の2第1項中「受けるもの」を「受けるもの及び空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第2項の規定により所有者等（同法第3条に規定する所有者等をいう。）に対し勧告がされた同法第2条第2項に規定する特定空家等の敷地の用に供されている土地」に改める。

第72条の2の3中「法附則第15条の8第4項において準用する法附則第15条の6第2項の規定、」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を

加える。

法附則第15条の8第4項において準用する法附則第15条の6第2項の規定の適用を受ける固定資産に係る固定資産税の減額については、同項に定めるところによる。この場合において、同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

第72条の3を次のように改める。

(新築住宅等に対して課する固定資産税の減額における人の居住の用に供する部分等の算出割合の補正)

第72条の3 総務省令附則第7条第1項本文に掲げる次の各号に掲げる割合の補正については、当該各号に定める割合をもつてこれを行うものとする。

- (1) 政令附則第12条第4項(同条第11項において準用する場合を含む。次号において同じ。)に規定する区分所有に係る住宅(同条第1項第1号に規定する住宅をいう。以下この条において同じ。)以外の住宅における人の居住の用に供する部分(政令附則第12条第1項第4号に規定する別荘の用に供する部分を除く。以下この条において同じ。)の床面積の当該住宅の床面積に対する割合
固定資産評価基準(昭和38年自治省告示第158号)第2章第1節五本文の規定(以下この条において「評価基準」という。)によつて求めた当該人の居住の用に供する部分の価額の当該住宅の価額に対する割合
- (2) 政令附則第12条第4項に規定する区分所有に係る住宅における居住用専有部分(同条第1項第6号に規定する居住用専有部分をいう。以下この条において同じ。)に係る基準部分(政令附則第12条第1項第8号に規定する基準部分をいう。)のうち人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合
評価基準によつて求めた当該人の居住の用に供する部分の価額の当該居住用専有部分の価額に対する割合
- (3) 政令附則第12条第20項(同条第22項において準用する場合を含む。次号において同じ。)に規定する住宅である家屋における従前の権利に対応する居住部分又は従前の権利に対応する非居住部分の床面積の当該専有部分の床面積に対

- する割合 評価基準によつて求めた当該従前の権利に対応する居住部分又は従前の権利に対応する非居住部分の価額の当該専有部分の価額に対する割合
- (4) 政令附則第12条第20項に規定する住宅以外の家屋における従前の権利に対応する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合 評価基準によつて求めた当該従前の権利に対応する部分の価額の当該専有部分の価額に対する割合
- (5) 政令附則第12条第26項に規定する区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該耐震基準適合住宅の床面積に対する割合 評価基準によつて求めた当該人の居住の用に供する部分の価額の当該耐震基準適合住宅部分の価額に対する割合
- (6) 政令附則第12条第26項に規定する区分所有に係る耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合 評価基準によつて求めた当該人の居住の用に供する部分の価額の当該居住用専有部分の価額に対する割合
- (7) 政令附則第12条第31項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修住宅の床面積に対する割合 評価基準によつて求めた当該特定居住用部分の価額の当該高齢者等居住改修住宅部分の価額に対する割合
- (8) 政令附則第12条第34項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修専有部分の床面積に対する割合 評価基準によつて求めた当該特定居住用部分の価額の当該高齢者等居住改修専有部分の価額に対する割合
- (9) 政令附則第12条第38項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修住宅の床面積に対する割合 評価基準によつて求めた当該特定居住用部分の価額の当該熱損失防止改修住宅部分の価額に対する割合
- (10) 政令附則第12条第41項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失改修専有部分の床面積に対する割合 評価基準によつて求めた当該特定居住用部分の価額の当該熱損失改修専有部分の価額に対する割合

(11) 政令附則第12条第42項及び第43項に規定する区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋における当該耐震基準適合家屋の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該耐震基準適合家屋の床面積に対する割合 評価基準によつて求めた当該区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋における当該耐震基準適合家屋の価額から人の居住の用に供する部分の価額を控除して得た価額の当該耐震基準適合家屋の価額に対する割合

(12) 政令附則第12条第42項及び第43項に規定する区分所有に係る耐震基準適合家屋における居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合 評価基準によつて求めた当該区分所有に係る耐震基準適合家屋における居住用専有部分の価額から人の居住の用に供する部分の価額を控除して得た価額の当該居住用専有部分の価額に対する割合

第79条中「対し」を「対し、相当の期間を定めて」に改める。

附則第19項の前の見出しを「(平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例)」に改め、同項の表以外の部分中「平成25年度分」を「平成28年度分」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

土地の区分	年度	価格
(1) 平成27年度に係る賦課期日に所在する土地（次号又は第3号に掲げる土地のいずれかに該当するに至つた場合の当該土地を除く。）	平成28年度	当該土地に係る平成27年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格
	平成29年度	当該土地に係る平成28年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格

<p>(2) 平成27年度に係る賦課期日に所在する土地（以下この表において「平成27年度の土地」という。）で平成28年度に係る賦課期日において第63条第2項ただし書に規定する事情があるため、平成27年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適當であるか又は本市を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認めるもの（次号に掲げる平成27年度の土地に該当するに至つた場合の当該平成27年度の土地を除く。）</p>	平成28年度	当該平成27年度の土地の類似土地に係る平成27年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
	平成29年度	当該平成27年度の土地に係る平成28年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格
<p>(3) 平成27年度の土地で平成29年度に係る賦課期日において第63条第2項ただし書に規定する事情があるため、平成28年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適當であるか又は本市を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長</p>	平成29年度	当該平成27年度の土地の類似土地に係る平成28年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

が認めるもの		
(4) 平成28年度において新たに固定資産税を課することとなる土地（次号に掲げる土地に該当するに至った場合の当該土地を除く。）	平成28年度	当該土地の類似土地に係る平成27年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
	平成29年度	当該土地に係る平成28年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格
(5) 平成28年度において新たに固定資産税を課することとなる土地（以下この表において「平成28年度の土地」という。）で平成29年度に係る賦課期日において第63条第2項ただし書に規定する事情があるため、平成28年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適當であるか又は本市を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認めるもの	平成29年度	当該平成28年度の土地の類似土地に係る平成28年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
(6) 平成29年度において新たに固定資産税を課することとなる土地（以下この表において「平成29年度の土地」という。）	平成29年度	当該平成29年度の土地の類似土地に係る平成28年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

附則第20項中「平成25年度分」を「平成28年度分」に、「平成25年度適用土地」

を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第21項中「平成26年度分」を「平成29年度分」に、「平成25年度分」を「平成28年度分」に改める。

附則第21項の2中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改める。

附則第22項及び第22項の2中「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第32項中「平成25年度」を「平成28年度」に改める。

附則第33項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第58項から第78項までを次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

58 次に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第84条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び附則第60項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、第84条第2号ア中「3,900円」とあるのは「1,000円」と、「6,900円」とあるのは「1,800円」と、「10,800円」とあるのは「2,700円」と、「3,800円」とあるのは「1,000円」と、「5,000円」とあるのは「1,300円」とする。

(1) 電気軽自動車（電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。）

(2) 天然ガス軽自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次項において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この号にお

いて「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので総務省令で定めるもの

59 次に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第84条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」と、「10,800円」とあるのは「5,400円」と、「3,800円」とあるのは「1,900円」と、「5,000円」とあるのは「2,500円」とする。

(1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この項及び次項において「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率(次号において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの(次号及び次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の135を乗じて得た数値以

上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの

60 次に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第84条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、「6,900円」とあるのは「5,200円」と、「10,800円」とあるのは「8,100円」と、「3,800円」とあるのは「2,900円」と、「5,000円」とあるのは「3,800円」とする。

(1) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上の乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの

(2) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの

61 削除

62から78まで 削除

附則第82項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第83項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第113項を次のように改める。

113 削除

附則第128項の3中「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第129項中「前9年内事業年度」を「前10年内事業年度」に改める。

第2条 大阪州市税条例の一部を次のように改正する。

附則第58項中「第2条第14項」を「第2条第16項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中大阪市市税条例第51条の2第1項の改正規定 平成27年10月1日
- (2) 第1条中大阪市市税条例第31条第2項、第35条第1項及び第38条の3第4項の改正規定並びに附則第3項の規定 平成28年1月1日
- (3) 第1条中大阪市市税条例第30条の2第5項及び第53条の3の改正規定並びに同条例附則第113項の改正規定並びに附則第7項及び附則第11項から第23項までの規定 平成28年4月1日
- (4) 第1条中大阪市市税条例第35条の2第1項第2号ウ、第53条の18第2項、第53条の18の2第2項及び第53条の18の3第2項の改正規定並びに同条例第53条の20の次に1条を加える改正規定並びに附則第6項の規定 平成29年1月1日
- (5) 第1条中大阪市市税条例第53条第1項、第3項、第5項、第6項、第8項、第9項、第11項及び第12項の改正規定並びに同条例附則第129項の改正規定並びに附則第8項の規定 平成29年4月1日
- (6) 第1条中大阪市市税条例第6条、第9条第1項第2号及び第79条の改正規定並びに第2条の規定 市長が定める日

(市民税に関する経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の大阪市の市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第31条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 4 新条例第35条の3第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例第35条の4の4及び第35条の4の5の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 6 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の大阪市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 7 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の大阪市市税条例（以下「28年新条例」という。）の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 8 附則第1項第5号に掲げる規定による改正後の大阪市市税条例（以下「29年新条例」という。）第53条第1項、第3項、第5項、第6項、第8項、第9項、第11項又は第12項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始した事業年度において生じた29年新条例第53条第1項若しくは第3項に規定する連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日以後に開始した連結事業年度において生じた同条第5項に規定する控除対象個別帰属税額（同条第6項の規定により控除対象個別帰属税額とみなされたものを含む。）、同日以後に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第8項に規定する内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額若しくは外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同条第9項の規定により内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得

に係る控除対象還付法人税額とみなされたものを含む。)又は同日以後に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第11項に規定する控除対象個別帰属還付税額(同条第12項の規定により控除対象個別帰属還付税額とみなされたものを含む。)について適用し、同日前に開始した事業年度において生じた附則第1項第5号に掲げる規定による改正前の大阪市市税条例第53条第1項若しくは第3項に規定する連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日前に開始した連結事業年度において生じた同条第5項に規定する控除対象個別帰属税額(同条第6項の規定により控除対象個別帰属税額とみなされたものを含む。)、同日前に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第8項に規定する内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額若しくは外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額(同条第9項の規定により内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされたものを含む。)又は同日前に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第11項に規定する控除対象個別帰属還付税額(同条第12項の規定により控除対象個別帰属還付税額とみなされたものを含む。)については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 9 新条例第64条の2第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 10 新条例附則第58項から第60項までの規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 11 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に課

した、又は課すべきであった同号に掲げる規定による改正前の大阪市市税条例附則第113項に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

12 次の各号に掲げる期間内に、28年新条例第99条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、28年新条例第100条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円
- (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円
- (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

13 平成28年4月1日前に地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「28年旧法」という。）第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（28年旧法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（28年新条例第99条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市内に所在する紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内に所在する紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に市内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これら

の者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

14 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を平成28年 5 月 2 日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 所持する紙巻たばこ 3 級品の本数及び当該紙巻たばこ 3 級品の本数のうち市たばこ税の課税標準となるものの本数

(2) 前号の課税標準となる紙巻たばこ 3 級品の本数により算定した前項の規定による市たばこ税額

(3) その他参考となるべき事項

15 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年 9 月30日までに、当該申告書に記載した同項第 2 号に掲げる市たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

16 附則第13項の規定により市たばこ税を課する場合においては、前 3 項に規定するもののほか、28年新条例の規定中市たばこ税に関する部分（28年新条例第99条の 3 から第100条の 2 まで、第101条の 2、第101条の 3 及び第101条の 6 の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる28年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 101 条の 4 第 1 項	第 101 条の 2 第 1 項 又は第 2 項の規定に よつて申告書	大阪州市税条例の一部を改正する条例（平成27年大阪市条例第 号。以下この節において「平成27年改正条例」という。）附則第14項の規定によつて申告書
	第 101 条の 2 第 1 項 又は第 2 項の規定に	平成27年改正条例附則第14項及び第15項の規定によつて申告納付する

	よつて申告納付する	
第 101 条の 4 第 2 項	第 101 条の 2 第 1 項 若しくは第 2 項	平成27年改正条例附則第14項
第 101 条の 4 の 2	第 101 条の 2 第 1 項 又は第 2 項	平成27年改正条例附則第14項
	当該各項に規定する 申告書の提出期限	平成28年 5 月 2 日

17 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ 3 級品のうち、附則第13項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、28年新条例第101条の 6 の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ 3 級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が28年新条例第101条の 2 の規定により市長に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る紙巻たばこ 3 級品の品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

18 平成29年 4 月 1 日前に地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第 2 号）附則第 1 条第 6 号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「28年新法」という。）第465条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等（28年新法第469条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。以下同じ。）が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第 8 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれら

の者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市内に所在する紙巻たばこ 3 級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内に所在する紙巻たばこ 3 級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に市内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 19 附則第14項から第17項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第14項	前項に	附則第18項に
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
附則第14項第2号	前項	附則第18項
附則第15項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
附則第16項の表以外の部分	附則第13項	附則第18項
	前3項	同項及び前2項
附則第16項の表第101条の4第1項の項及び第101条の4第2項の項	附則第14項	附則第19項において準用する附則第14項
附則第16項の表第101条の4の2の項	附則第14項	附則第19項において準用する附則第14項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日

附則第17項	附則第13項	附則第18項
--------	--------	--------

20 平成30年4月1日前に28年新法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市内に所在する紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内に所在する紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に市内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

21 附則第14項から第17項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第14項	前項に	附則第20項に
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
附則第14項第2号	前項	附則第20項
附則第15項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
附則第16項の表以外の部分	附則第13項	附則第20項
	前3項	同項及び前2項
附則第16項の表第101条の4第	附則第14項	附則第21項において準用

1 項の項及び第101条の 4 第 2 項の項		する附則第14項
附則第16項の表第101条の 4 の 2 の項	附則第14項	附則第21項において準用する附則第14項
	平成28年 5 月 2 日	平成30年 5 月 1 日
附則第17項	附則第13項	附則第20項

22 平成31年 4 月 1 日前に28年新法第465条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市内に所在する紙巻たばこ 3 級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内に所在する紙巻たばこ 3 級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に市内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

23 附則第14項から第17項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第14項	前項に	附則第22項に
	平成28年 5 月 2 日	平成31年 4 月30日

附則第14項第2号	前項	附則第22項
附則第15項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
附則第16項の表以外の部分	附則第13項	附則第22項
	前3項	同項及び前2項
附則第16項の表第101条の4第1項の項及び第101条の4第2項の項	附則第14項	附則第23項において準用する附則第14項
附則第16項の表第101条の4の2の項	附則第14項	附則第23項において準用する附則第14項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
附則第17項	附則第13項	附則第22項

24 大阪州市税条例の一部を改正する条例（平成26年大阪市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第1条中附則第58項から第78項までの改正規定を次のように改める。

附則第61項を削り、附則第60項を附則第61項とし、附則第59項を附則第60項とし、附則第58項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び附則第60項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に、「第84条第2号ア」を「同条第2号ア」に改め、同項第1号中「（電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。）」を削り、同項第2号中「（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）」を削り、同項を附則第59項とし、附則第57項の次に次の1項を加える。

58 3輪以上の軽自動車（電気軽自動車（電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項第1号において同じ。）、天然ガス軽自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。

次項第2号において同じ。)、メタノール軽自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。)、混合メタノール軽自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。)及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車(内燃機関を有する軽自動車と併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。)並びに被けん引自動車を除く。)に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この項から附則第61項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第84条の規定の適用については、当分の間、同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「4,600円」と、「6,900円」とあるのは「8,200円」と、「10,800円」とあるのは「12,900円」と、「3,800円」とあるのは「4,500円」と、「5,000円」とあるのは「6,000円」とする。

附則第1項第5号中「附則第58項から第78項まで及び第129項」を「附則第61項を削り、附則第60項を附則第61項とし、附則第59項を附則第60項とする改正規定、同条例附則第58項の改正規定、同項を附則第59項とし、附則第57項の次に1項を加える改正規定並びに同条例附則第129項」に改める。

平成27年 5 月22日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税について住宅借入金等特別税額控除の対象期間を延長し、法人税の繰越控除に係る法人税割の減額の期間を改め、都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例割合を定め、軽自動車税について一定の環境性能を有する軽四輪等はその燃費性能に応じた特例措置を講じ、市たばこ税について紙巻たばこ3級品に係る税率の特例を廃止するとともに税率を段階的に引き上げ、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市市税条例 (抄)

(第 1 条による改正関係)

(災害等による期限の延長)

第 6 条 市長は、災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出 (不服申立てに関するものを除く。) 又は納付若しくは納入に関する期限 審査請求

までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、その理由のやんだ日から 2 月以内に限り、当該期限を延長することができる。

(還付加算金)

第 9 条 過誤納金を前 2 条の規定により還付し、又は充当する場合には、次の各号に掲げる過誤納金の区分に従い当該各号に定める日の翌日から市長が還付のための支出を決定した日又は充当をした日 (同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、当該適することとなつた日) までの期間の日数に応じ、その金額に年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した金額 (以下「還付加算金」という。) をその還付又は充当をすべき金額に加算する。

(1) 省 略

(2) 更正の請求に基づく更正 (当該請求に対する処分に係る 不服申立て 又は訴えについての 決審査請求

定若しくは裁決又は判決を含む。) により、納付し、又は納入すべき額が減少した市税 (当該市税に係る延滞金を含む。次号において同じ。) に係る過納金 省 略

(3)-(4) 省 略

2 - 5 省 略

(法人の均等割の税率)

第 30 条の 2 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

法 人 の 区 分	税 率
(1) 次に掲げる法人	
ア-イ 省 略	
ウ 一般社団法人 (非営利型法人 (法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下この号並びに附則第 116 項 <u>及び</u>	省 略

第121項において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)	
エーオ 省 略	
省 略	省 略

2-4 省 略

5 第2項第1号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、同号に定める日(法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。))又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。)に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、政令で定める日)現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表の第1号オ中「資本金等の額が」とあるのは「第2項第1号に定める日(同法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。))又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。)に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、第5項に規定する政令で定める日。以下この表において同じ。)現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同表の第2号から第9号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「第2項第1号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

6-7 省 略

(所得割の課税標準)

第31条 省 略

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定するものとする。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

3-13 省 略

(配当控除)

第35条 当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうちに、配当所得(剰余金の配当(所得税法第92条第1項に規定する剰余金の配当をいう。以下この項において同じ。))、利益の配当(同条第1項に規定する利益の配当をいう。以下この項において同じ。))、剰余金の分配

(同条第1項に規定する剰余金の分配をいう。以下この項において同じ。)、**金銭の分配**(同条第1項に規定する**金銭の分配**をいう。以下この項において同じ。)又は証券投資信託(同法第2条第1項第13号に規定する証券投資信託をいう。以下この項において同じ。)の収益の分配(同法第9条第1項第11号に掲げるものを含まないものとする。以下この項において同じ。)に係る同法第24条に規定する配当所得(法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人(以下「内国法人」という。)から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第9条第1項各号に掲げる配当等に係るものを除く。)をいう。以下この項において同じ。)があるときは、次に掲げる金額の合計額を、その者の第33条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1) 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、**金銭の分配**又は特定株式投資信託(租税特別措置法第3条の2に規定する特定株式投資信託をいう。以下この項において同じ。)の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の100分の1.6(課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が10,000,000円を超える場合には、当該剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、**金銭の分配**又は特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額(当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額)については、100分の0.8)に相当する金額

(2)-(3) 省 略

2 省 略

(住宅借入金等特別税額控除)

第35条の2 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この項、次条及び附則第128項の3において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)の5分の3に相当する金額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第33条及び第34条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1) 省 略

(2) アに掲げる金額とイに掲げる金額とを合計した金額からウに掲げる金額を控除した金額

ア 省 略

イ 当該納税義務者の前年分の租税特別措置法第8条の4第1項（所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号。以下この項及び附則第117項において「平成20年所得税法等改正法」という。）附則第32条第1項の規定により適用される場合を含む。）、第25条第2項、第28条の4第1項、第31条第1項（同法第31条の2又は第31条の3の規定により適用される場合を含む。）、第32条第1項若しくは第2項、第37条の10第1項（平成20年所得税法等改正法附則第43条第2項の規定により適用される場合を含む。）若しくは第41条の14第1項又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2第16項、第18項、第20項、第22項若しくは第24項の規定による所得税の額の合計額

ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額、租税特別措置法第10条（同法第10条の2の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第10条の2の2から第10条の5の5まで及び第10条第10条の5の4

の6（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額並びに震災特例法第10条の2から第10条の3の3までの規定による控除額の合計額

(3) 省 略

2-5 省 略

第35条の2の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納
平成41年度

税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場
平成31年

合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）の5分の3に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第33条及び第34条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の3に相当する金額（当該金額が

58,500円を超える場合には、58,500円。以下この項において「控除限度額」という。) を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1)-(2) 省 略

2-3 省 略

4 所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から平成29年までであつて、かつ、租税特別措置
平成31年

法第41条第3項第2号に規定する特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の3」とあるのは「100分の4.2」と、「58,500円」とあるのは「81,900円」とする。

(寄附金税額控除)

第35条の3 省 略

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第33条及び第34条の4の規定を適用した場合の所得割の額の $\frac{100}{10}$ に相当する金額を超え
100分の20

るときは、当該 $\frac{100}{10}$ に相当する金額) とする。
100分の20

(1) 省 略

(2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るときであつて、当該納税義務者が第33条第2項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」
次号

という。) 及び同条第2項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所
同項 同号

得金額」という。) を有しないとき 省 略

(3) 省 略

3-9 省 略

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第35条の4の3 省 略

第35条の4の4 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第35条の3第1項第1号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第12項の規定による申告特例通知

書の送付があつた場合においては、申告特例控除額を当該納税義務者の第35条の3第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の申告特例控除額は、第35条の3第2項に規定する特例控除額に、次の表の左欄に掲げる第33条第2項に規定する課税総所得金額から第34条の4第1号アに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

1,950,000円以下の金額	85分の5
1,950,000円を超え3,300,000円以下の金額	80分の10
3,300,000円を超え6,950,000円以下の金額	70分の20
6,950,000円を超え9,000,000円以下の金額	67分の23
9,000,000円を超える金額	57分の33

第35条の4の5 平成28年度から平成50年度までの各年度分の個人の市民税についての前条第1項及び第2項の規定の適用については、同項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第38条の3 省 略

2-3 省 略

- 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、**第5項**

総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 省 略

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第51条の2 個人の市民税の納税義務者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において老齢等年金給付（国民年金法による老齢基礎年金その他の同法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びこれらの年金たる給付に類する老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める

ものをいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認めるものその他の政令で定めるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市民税のうち当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第48条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この節において同じ。)の2分の1に相当する額(当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する。

2-3 省 略

(法人税の繰越控除に係る法人税割の減額)

第53条 法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。)若しくは第74条第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額
10年

(同法第57条第1項の欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度(同法第15条の2第1項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この項、第3項及び第4項において同じ。)の開始の日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第81条の9第2項の規定により連結欠損金額(同法第2条第19号の2に規定する連結欠損金額をいう。以下この項、第12項及び第13項において同じ。)とみなされたもの及び同法第81条の9第4項の規定により損金の額に算入されたもの以外のものをいう。第3項及び第4項において同じ。)又は連結適用前災害損失欠損金額(同法第58条第1項の災害損失欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度の開始の日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第81条の9第2項の規定により連結欠損金額とみなされたもの及び同条第4項の規定により損金の額に算入されたもの以外のものをいう。第3項及び第4項において同じ。)がある場合のこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、前条第1項、第4項、第7項又は第8項の規

定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属調整額を控除する。この場合において、控除対象個別帰属調整額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

2 省 略

3 第1項の法人を合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この条、第53条の4、第53条の4の2及び第53条の4の4において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この条、第53条の4及び第53条の4の2において同じ。）とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係（当該法人による完全支配関係又は同号に規定する相互の関係に限る。以下この条において同じ。）がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項及び次項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前 9年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前 9年以内に開始した事業年度（以下この項において「前9年内事業年度」という。）において生じた連結適前10年内事業年度

用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額に係る第1項に規定する控除対象個別帰属調整額（当該被合併法人等が当該控除対象個別帰属調整額（この項の規定により当該被合併法人等の第1項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされたものを含む。）に係る連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度について同法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類を添付した法人の市民税の確定申告書（前条第1項の規定によつて提出すべき申告書（同法第74条第1項の規定によつて提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）又は前条第4項の規定によつて提出すべき申告書をいう。以下この条及び第53条の4の4において同じ。）を提出していることその他の政令で定

める要件を満たしている場合における当該控除対象個別帰属調整額に限るものとし、第1項の規定により当該被合併法人等の当該適格合併の日前9年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前9年以内に開始した事業年度又は連結事業年度の法人税割の課税標準とすべき

10年

法人税額又は個別帰属法人税額について控除された額を除く。以下この項において「控除未済個別帰属調整額」という。)があるときは、当該法人の当該適格合併の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは連結事業年度(以下この項及び次項において「合併等事業年度等」という。)以後の事業年度又は連結事業年度における第1項の規定の適用については、当該前9年内事業年度に係る控除未済個別帰属調整額(以下この項において「株主等」という。)が2以上ある場合には、当該控除未済個別帰属調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資(当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額)は、それぞれ当該控除未済個別帰属調整額に係る前9年内事業年度開始の日の属する当該法人の事前10年内事業年度

業年度又は連結事業年度(当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前9年内事業年度に係る控除未済個別帰属調整額にあつては、当該合併等事業年度等の前10年内事業年度

前事業年度又は前連結事業年度)に係る同項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなす。

4 省 略

5 法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。)若しくは第74条第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した連結事業年度において控除対象個別帰属税額(0

10年

(個別帰属特別控除取戻税額等がある場合にあつては、当該個別帰属特別控除取戻税額等)から調整前個別帰属法人税額を差し引いた額であつて、0を超えるものをいう。以下この項から第7項までにおいて同じ。)が生じた場合におけるこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定につい

ては、前条第1項、第4項、第7項又は第8項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属税額を控除する。この場合において、控除対象個別帰属税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

6 前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前9年以内に開始し、又は当該残余財

産の確定の日の翌日前9年以内に開始した連結事業年度（以下この項において「前9年内連結
前10年内連結
事業年度」という。）において控除対象個別帰属税額（当該被合併法人等が当該控除対象個別

帰属税額（この項の規定により当該被合併法人等の控除対象個別帰属税額とみなされたものを含む。）の生じた前9年内連結事業年度について法人の市民税の確定申告書を提出しているこ

とその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該控除対象個別帰属税額に限るものとし、前項の規定により当該被合併法人等の当該適格合併の日又は当該残余財産の確定の日の翌日前9年以内に開始した連結事業年度又は事業年度の法人税割の課税標準とすべき個別帰

属法人税額又は法人税額について控除された額を除く。以下この項において「控除未済個別帰属税額」という。）が生じたときは、当該法人の当該適格合併の日の属する連結事業年度若しくは事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは事業年度（以下この項及び次項において「合併等事業年度等」という。）以後の連結事業年度又は事業年度における前項の規定の適用については、当該前9年内連結事業年度において生じた控除未済個

別帰属税額（当該他の法人に株主等が2以上ある場合には、当該控除未済個別帰属税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済個別帰属税額の生じた前9年内連結事業年度開始の前10年内連結事業年度

日の属する当該法人の連結事業年度又は事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前9年内連結事業年度において生じた控除未済個別帰属税額に前10年内連結事業年度

あつては、当該合併等事業年度等の前連結事業年度又は前事業年度）において生じた控除対象個別帰属税額とみなす。

7 省 略

8 法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）、第74条第1項、第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）で、当該事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度10年

において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、同法第80条又は第144条の13の規定によつて法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分又は当該連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、前条第1項、第4項、第7項又は第8項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)-(3) 省 略

9 前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前9年以内に開始し、又は当該残余財10年

産の確定の日の翌日前9年以内に開始した事業年度（以下この項において「前9年内事業年度」前10年内事業年度

という。）において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、当該被合併法人等が法人

税法第80条又は第144条の13の規定によつて還付を受けた法人税額（当該適格合併に係る合併法人が同法第80条又は第144条の13の規定によつて還付を受けた法人税額で当該被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度に係るものを含み、当該被合併法人等が当該法人税額（この項の規定により当該被合併法人等の内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされたものを含む。）の計算の基礎となつた欠損金額（同法第2条第19号に規定する欠損金額をいう。次項において同じ。）に係る前9年内事業年度について法前10年内事業年度

人の市民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該法人税額に限るものとし、前項の規定により当該被合併法人等の当該適格合併の日又は当該残余財産の確定の日の翌日前9年以内に開始した事業年度又は連結事業年度の法人税10年

割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除された額を除く。以下この項において「控除未済還付法人税額」という。）があるときは、当該法人の当該適格合併の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは連結事業年度（以下この項及び次項において「合併等事業年度等」という。）以後の事業年度又は連結事業年度における前項の規定の適用については、次の各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 内国法人 当該前9年内事業年度に係る控除未済還付法人税額（当該他の法人に株主等が前10年内事業年度

2以上ある場合には、当該控除未済還付法人税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前9年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度又前10年内事業年度

は連結事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前9年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業前10年内事業年度

年度又は前連結事業年度）に係る内国法人の控除対象還付法人税額とみなす。

(2) 外国法人 当該前9年内事業年度に係る控除未済還付法人税額（当該他の法人に株主等が前10年内事業年度

2以上ある場合には、当該控除未済還付法人税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当

該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額)のうち、法人税法第144条の13(第1項第1号に係る部分に限る。)の規定によつて還付を受けたものは、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前9年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業
前10年内事業年度

年度(当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前9年内事
前10年内事

業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度)に係
業年度

る外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなし、同法第144条の13(第1項第2号に係る部分に限る。)の規定によつて還付を受けたものは、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前9年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度(当該法
前10年内事業年度

人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前9年内事業年度に係る
前10年内事業年度

控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度)に係る外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなす。

10 省 略

- 11 法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。)若しくは第74条第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える
10年

こととなつたため、これらの法人に同法第81条の18第1項第4号に掲げる金額(以下この項から第13項までにおいて「控除対象個別帰属還付税額」という。)がある場合のこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、前条第1項、第4項、第7項又は第8項の規定にかかわらず、これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項

又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額)又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額)を限度として、控除対象個別帰属還付税額を控除する。この場合において、控除対象個別帰属還付税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

12 前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人(以下この項において「被合併法人等」という。)の当該適格合併の日前9年以内に開始し、又は当該残余財

産の確定の日の翌日前9年以内に開始した連結事業年度(以下この項において「前9年内連結前10年内連結事業年度」という。)において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、当該被合併法人等に

控除対象個別帰属還付税額(当該被合併法人等が当該控除対象個別帰属還付税額(この項の規定により当該被合併法人等の控除対象個別帰属還付税額とみなされたものを含む。)の計算の基礎となつた連結欠損金額に係る前9年内連結事業年度について法人の市民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該控除対象

個別帰属還付税額に限るものとし、前項の規定により当該被合併法人等の当該適格合併の日又は当該残余財産の確定の日の翌日前9年以内に開始した連結事業年度又は事業年度の法人税割

の課税標準とすべき個別帰属法人税額又は法人税額について控除された額を除く。以下この項において「控除未済個別帰属還付税額」という。)があるときは、当該法人の当該適格合併の日の属する連結事業年度若しくは事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは事業年度(以下この項及び次項において「合併等事業年度等」という。)以後の連結事業年度又は事業年度における前項の規定の適用については、当該前9年内連結事業年度前10年内連結事業年度

に係る控除未済個別帰属還付税額(当該他の法人に株主等が2以上ある場合には、当該控除未済個別帰属還付税額を当該他の法人の発行済株式又は出資(当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は

出資の数又は金額を乗じて計算した金額)は、それぞれ当該控除未済個別帰属還付税額に係る前9年内連結事業年度開始の日の属する当該法人の連結事業年度又は事業年度(当該法人の合前10年内連結事業年度

併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前9年内連結事業年度に係る控除前10年内連結事業年度

未済個別帰属還付税額にあつては、当該合併等事業年度等の前連結事業年度又は前事業年度)に係る控除対象個別帰属還付税額とみなす。

13-14 省 略

(外国の法人税等の額の控除)

第53条の3 内国法人又は外国法人が、外国の法令により課される法人税若しくは地方法人税又は府民税若しくは市民税の法人税割に相当する税(外国法人にあつては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。以下この条において「外国の法人税等」という。)を課された場合において、当該外国の法人税等の額のうち法人税法第69条第1項の控除限度額若しくは同法第144条の2第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び地方法人税法第12条第1項の控除の限度額で政令で定めるもの若しくは同条第3項の控除の限度額で政令で定めるもの又は同条第2項の控除の限度額で政令で定めるもの並びに法第53条第24項の控除の限度額で政令で定めるものの合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該超える金額(政令で定める金額に限る。)を第52条第1項(予定申告法人に係るものを除く)、第4項、第7項又は第8項の規定により申告納付すべき法人税割額(外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。)から控除する。

(一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第53条の18 省 略

2 租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等を有する所得割の納税義務者が当該一般株式等につき交付を受ける同条第3項及び第4項並びに同法第37条の14の3第1項及び第第37条の14の4

2項の規定により所得税法及び租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第37条の10第3項及び第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係第37条の14の4

る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、市民税に関する規定を適用する。

3 省 略

(上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第53条の18の2 省 略

2 租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等（次条第1項及び第53条の20第1項

及び第53条の21第1項において「上場株式等」という。）を有する所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付を受ける同法第4条の4第3項、第37条の11第3項及び第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項の規定により所得税法及び租税特別措置法第2章の規定の適用を受ける上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、市民税に関する規定を適用する。

用上同法第4条の4第3項、第37条の11第3項及び第4項並びに第37条の14の3第1項及び第37条の14の4

2項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、市民税に関する規定を適用する。

3 省 略

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第53条の18の3 省 略

2 所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座

(その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座。以下この項において「特定管理口座」という。)に係る同条第1項に規定する振替口座簿(次条第1項において「振替口座簿」という。)に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式等の譲渡(同法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいう。以下この項及び次条から第53条の19までにおいて同じ。)をした場合には、政令で定めるところにより、当該特定管理株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式等の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等(次条及び第53条の

20第2項及び第53条の21において「株式等」という。)の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

3 省 略

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例)

第53条の20 省 略

(未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例)

第53条の21 所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規

定する未成年者口座管理契約（以下この条において「未成年者口座管理契約」という。）に基づき同法第37条の14の2第1項各号に規定する未成年者口座内上場株式等（以下この条において「未成年者口座内上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

2 租税特別措置法第37条の14の2第4項各号に掲げる事由により、同条第5項第1号に規定する未成年者口座（以下この条において「未成年者口座」という。）からの未成年者口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この条において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた未成年者口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として政令で定める金額（以下この条において「払出し時の金額」という。）により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14の2第4項第1号に掲げる移管若しくは返還又は同項第3号イに掲げる廃止による未成年者口座内上場株式等の払出しがあつた未成年者口座を開設し、又は開設していた所得割の納税義務者については、当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあつた未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる相続若しくは遺贈又は同項第3号ロに掲げる贈与により払出しがあつた未成年者口座内上場株式等を取得した所得割の納税義務者については、当該相続若しくは遺贈又は贈与の時に、その払出し時の金額をもつて当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び第53条の18の規定その他の市民税に関する規定を適用する。

3 未成年者口座及び租税特別措置法第37条の14の2第5項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する所得割の納税義務者の同条第4項第3号に規定する基準年の前年12月31日までに同条第6項に規定する契約不履行等事由（以下この項において「契約不履行等事由」という。）が生じた場合には、次に定めるところにより、市民税に関する規定を適用する。この場合には、政令で定めるところにより、同条第4項第1号から第3号までの規定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

- (1) 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該未成年者口座内上場株式等の未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。
 - (2) 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第37条の14の2第4項第1号に掲げる移管があつた未成年者口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管があつた時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。
 - (3) 契約不履行等事由の基因となつた未成年者口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。
 - (4) 第2号の規定の適用を受ける当該未成年者口座を開設していた所得割の納税義務者については、同号の移管があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管による払出しがあつた未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。
 - (5) 第3号の規定の適用を受ける当該未成年者口座を開設していた所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の未成年者口座内上場株式等（租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号へ(2)に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第3号の未成年者口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。
- 4 前項の場合において、同項第1号から第3号までの規定により譲渡があつたものとみなされる未成年者口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第33条第3項の規定の例によつて算定した当該未成年者口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、市民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

(変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例)

第64条 省 略

2 - 6 省 略

7 法附則第15条第18項本文の条例で定める割合は、5分の3とし、同項ただし書の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第30項の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第31項の条例で定める割合は、2分の1とする。

$\frac{7-9}{10-12}$ 省 略

(住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例)

第64条の2 専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で政令で定めるものの敷地の用に供されている土地で政令で定めるもの(法第349条の3(第12項を除く。)の規定の適用を受けるもの及び空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第2項の規定により所有者等(同法第3条に規定する所有者等をいう。)に対し勧告がされた同法第2条第2項に規定する特定空家等の敷地の用に供されている土地を除く。以下「住宅用地」という。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第63条及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

2 省 略

(特定市街化区域農地であつた土地の上に新築された貸家住宅等に対する固定資産税の減額)

第72条の2の3 法附則第15条の8第4項において準用する法附則第15条の6第2項の規定の適用を受ける固定資産に係る固定資産税の減額については、同項に定めるところによる。この場合において、同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

2 法附則第15条の8第4項において準用する法附則第15条の6第2項の規定、法附則第15条の8第1項若しくは第2項の規定又は同条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける固定資産に係る固定資産税の減額については、当該各項に定めるところによる。

(新築住宅等に対して課する固定資産税の減額における人の居住の用に供する部分等の算出割合の補正)

第72条の3 政令附則第12条第4項(同条第11項において準用する場合を含む。)に規定する区分所有に係る住宅以外の住宅における人の居住の用に供する部分(同条第1項第4号に規定する別荘(以下この条において「別荘」という。)の用に供する部分を除く。以下この条において同じ。)の床面積の当該住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る住宅における居住用

専有部分（政令附則第12条第1項第6号に規定する居住用専有部分をいう。以下この条において同じ。）に係る基準部分（政令附則第12条第1項第8号に規定する基準部分をいう。）のうち人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、政令附則第12条第20項（同条第22項において準用する場合を含む。）に規定する住宅である家屋における従前の権利に対応する居住部分又は従前の権利に対応する非居住部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合及び住宅以外の家屋における従前の権利に対応する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合、同条第26項に規定する区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該耐震基準適合住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第31項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修住宅の床面積に対する割合、同条第34項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修専有部分の床面積に対する割合、同条第38項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修住宅の床面積に対する割合並びに同条第41項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修専有部分の床面積に対する割合の補正については、市長の定めるところにより行う。

第72条の3 総務省令附則第7条第1項本文に掲げる次の各号に掲げる割合の補正については、当該各号に定める割合をもつてこれを行うものとする。

- (1) 政令附則第12条第4項（同条第11項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する区分所有に係る住宅（同条第1項第1号に規定する住宅をいう。以下この条において同じ。）以外の住宅における人の居住の用に供する部分（政令附則第12条第1項第4号に規定する別荘の用に供する部分を除く。以下この条において同じ。）の床面積の当該住宅の床面積に対する割合 固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号）第2章第1節五本文の規定（以下この条において「評価基準」という。）によつて求めた当該人の居住の用に供する部分の価額の当該住宅の価額に対する割合
- (2) 政令附則第12条第4項に規定する区分所有に係る住宅における居住用専有部分（同条第1項第6号に規定する居住用専有部分をいう。以下この条において同じ。）に係る基準部分（政令附則第12条第1項第8号に規定する基準部分をいう。）のうち人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合 評価基準によつて求めた当該人の居住の用に供する部分の価額の当該居住用専有部分の価額に対する割合
- (3) 政令附則第12条第20項（同条第22項において準用する場合を含む。次号において同じ。）

に規定する住宅である家屋における従前の権利に対応する居住部分又は従前の権利に対応する非居住部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合 評価基準によつて求めた当該従前の権利に対応する居住部分又は従前の権利に対応する非居住部分の価額の当該専有部分の価額に対する割合

- (4) 政令附則第12条第20項に規定する住宅以外の家屋における従前の権利に対応する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合 評価基準によつて求めた当該従前の権利に対応する部分の価額の当該専有部分の価額に対する割合
- (5) 政令附則第12条第26項に規定する区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該耐震基準適合住宅の床面積に対する割合 評価基準によつて求めた当該人の居住の用に供する部分の価額の当該耐震基準適合住宅部分の価額に対する割合
- (6) 政令附則第12条第26項に規定する区分所有に係る耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合 評価基準によつて求めた当該人の居住の用に供する部分の価額の当該居住用専有部分の価額に対する割合
- (7) 政令附則第12条第31項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修住宅の床面積に対する割合 評価基準によつて求めた当該特定居住用部分の価額の当該高齢者等居住改修住宅部分の価額に対する割合
- (8) 政令附則第12条第34項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修専有部分の床面積に対する割合 評価基準によつて求めた当該特定居住用部分の価額の当該高齢者等居住改修専有部分の価額に対する割合
- (9) 政令附則第12条第38項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修住宅の床面積に対する割合 評価基準によつて求めた当該特定居住用部分の価額の当該熱損失防止改修住宅部分の価額に対する割合
- (10) 政令附則第12条第41項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失改修専有部分の床面積に対する割合 評価基準によつて求めた当該特定居住用部分の価額の当該熱損失改修専有部分の価額に対する割合
- (11) 政令附則第12条第42項及び第43項に規定する区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋における当該耐震基準適合家屋の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該耐震基準適合家屋の床面積に対する割合 評価基準によつて求めた当該区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋における当該耐震基準

適合家屋の価額から人の居住の用に供する部分の価額を控除して得た価額の当該耐震基準適合家屋の価額に対する割合

- (12) 政令附則第12条第42項及び第43項に規定する区分所有に係る耐震基準適合家屋における居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合 評価基準によつて求めた当該区分所有に係る耐震基準適合家屋における居住用専有部分の価額から人の居住の用に供する部分の価額を控除して得た価額の当該居住用専有部分の価額に対する割合

(審査委員会の資料提出請求権)

第79条 審査委員会が審査のため必要がある場合に、職権に基づいて、又は関係人の請求によつて審査を申し出た者及びその者の固定資産の評価に必要な資料を所持する者に対し、**相当の期間を定めて**、審査に関し必要な資料の提出を求めたときは、これらの者は、その資料を審査委員会に提出しなければならない。

附 則

1-18 省 略

(平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例)
平成28年度 平成29年度

- 19 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が次の表の左欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる年度において、同表の右欄に掲げる価格（以下この項において「修正前の価格」という。）を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第63条の規定にかかわらず、平成25年度分又は平成28年度分

平成26年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正前の価格を総務大臣が定める基準（以下平成29年度分

「修正基準」という。）によつて修正した価格（当該土地が次の表の第2号若しくは第4号に掲げる土地である場合における平成25年度分の固定資産税又は当該土地が次の表の第3号、第平成28年度分

5号若しくは第6号に掲げる土地である場合における平成26年度分の固定資産税にあつては、平成29年度分

当該土地の類似土地（法附則第17条第7号に規定する類似土地をいう。以下同じ。）の当該年度の修正前の価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格とする。以下「修正価格」

という。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

土地の区分	年度	価格
<p>(1) <u>平成24年度</u>に係る賦課期日 <u>平成27年度</u></p> <p>に所在する土地（次号又は第3号に掲げる土地のいずれかに該当するに至つた場合の当該土地を除く。）</p>	<p><u>平成25年度</u> <u>平成28年度</u></p>	<p>当該土地に係る<u>平成24年度分</u>の固定 <u>平成27年度分</u></p> <p>資産税の課税標準の基礎となつた価格</p>
	<p><u>平成26年度</u> <u>平成29年度</u></p>	<p>当該土地に係る<u>平成25年度分</u>の固定 <u>平成28年度分</u></p> <p>資産税の課税標準の基礎となつた価格</p>
<p>(2) <u>平成24年度</u>に係る賦課期日 <u>平成27年度</u></p> <p>に所在する土地（以下この表において「<u>平成24年度の土地</u>」 <u>平成27年度</u></p> <p>という。)で<u>平成25年度</u>に係る <u>平成28年度</u></p> <p>賦課期日において第63条第2項ただし書に規定する事情があるため、<u>平成24年度分</u>の固 <u>平成27年度分</u></p> <p>定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適當であるか又は本市を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認めるもの（次号に掲げる<u>平成24年度</u> <u>平成27年度</u></p> <p>の土地に該当するに至つた場合の当該<u>平成24年度</u>の土地を <u>平成27年度</u></p> <p>除く。）</p>	<p><u>平成25年度</u> <u>平成28年度</u></p>	<p>当該<u>平成24年度</u>の土地の類似土地に <u>平成27年度</u></p> <p>係る<u>平成24年度分</u>の固定資産税の課 <u>平成27年度分</u></p> <p>税標準の基礎となつた価格に比準する価格</p>
	<p><u>平成26年度</u> <u>平成29年度</u></p>	<p>当該<u>平成24年度</u>の土地に係る<u>平成25</u> <u>平成27年度</u> <u>平成28</u></p> <p>年度分の固定資産税の課税標準の基 <u>年度分</u></p> <p>礎となつた価格</p>

<p>(3) <u>平成24年度</u>の土地で<u>平成26年度</u> <u>平成27年度</u> <u>平成29</u></p> <p><u>年度</u>に係る賦課期日において <u>年度</u></p> <p>第63条第2項ただし書に規定 する事情があるため、<u>平成25</u> <u>平成28</u></p> <p><u>年度分</u>の固定資産税の課税標 <u>年度分</u></p> <p>準の基礎となつた価格による ことが不適當であるか又は本 市を通じて固定資産税の課税 上著しく均衡を失すると市長 が認めるもの</p>	<p><u>平成26年度</u> <u>平成29年度</u></p>	<p>当該<u>平成24年度</u>の土地の類似土地に <u>平成27年度</u></p> <p>係る<u>平成25年度分</u>の固定資産税の課 <u>平成28年度分</u></p> <p>税標準の基礎となつた価格に比準す る価格</p>
<p>(4) <u>平成25年度</u>において新たに <u>平成28年度</u></p> <p>固定資産税を課することとな る土地（次号に掲げる土地に 該当するに至つた場合の当該 土地を除く。）</p>	<p><u>平成25年度</u> <u>平成28年度</u></p>	<p>当該土地の類似土地に係る<u>平成24年</u> <u>平成27年</u></p> <p><u>度分</u>の固定資産税の課税標準の基礎 <u>度分</u></p> <p>となつた価格に比準する価格</p>
<p>(5) <u>平成25年度</u>において新たに <u>平成28年度</u></p> <p>固定資産税を課することとな る土地（以下この表において 「<u>平成25年度の土地</u>」という。） <u>平成28年度</u></p> <p>で<u>平成26年度</u>に係る賦課期日 <u>平成29年度</u></p> <p>において第63条第2項ただし 書に規定する事情があるため、</p>	<p><u>平成26年度</u> <u>平成29年度</u></p>	<p>当該<u>平成25年度</u>の土地の類似土地に <u>平成28年度</u></p> <p>係る<u>平成25年度分</u>の固定資産税の課 <u>平成28年度分</u></p> <p>税標準の基礎となつた価格に比準す る価格</p>

<p>平成25年度分の固定資産税の 平成28年度分</p> <p>課税標準の基礎となつた価格 によることが不適當であるか 又は本市を通じて固定資産税 の課税上著しく均衡を失する と市長が認めるもの</p>		
<p>(6) 平成26年度において新たに 平成29年度</p> <p>固定資産税を課することとな る土地（以下この表において 「平成26年度の土地」という。） 平成29年度</p>	<p>平成26年度 平成29年度</p>	<p>当該平成26年度の土地の類似土地に 平成29年度</p> <p>係る平成25年度分の固定資産税の課 平成28年度分</p> <p>税標準の基礎となつた価格に比準す る価格</p>

20 平成25年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けた土地（以下この項において平成28年度分

「平成25年度適用土地」という。）又は前項の表の第3号、第5号若しくは第6号に掲げる土
平成28年度適用土地

地でこれらの土地の類似土地が平成25年度適用土地であるもの（以下この項において
平成28年度適用土地

「平成25年度類似適用土地」という。）であつて、平成26年度分の固定資産税について前項の
平成28年度類似適用土地 平成29年度分

規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第
63条の規定にかかわらず、修正された価格（平成25年度適用土地にあつては当該平成25年度適
平成28年度適用土地 平成28年度適

用土地に係る平成25年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該平成25年度適用
用土地 平成28年度分 平成28年度適用

土地が前項の表の第3号又は第5号に掲げる土地に該当するに至つた場合においては、当該
土地

平成25年度適用土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に
平成28年度適用土地

比準する価格）をいい、平成25年度類似適用土地にあつては当該平成25年度類似適用土地の類
平成28年度類似適用土地 平成28年度類似適用土地

似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格をいう。）

で土地課税台帳等に登録されたものとする。

21 前2項の規定の適用を受ける土地（平成26年度分の固定資産税について附則第19項の規定の
平成29年度分

適用を受けるに至った場合の当該土地を除く。次項において同じ。）に対して課する平成25年
平成28年

度分又は平成26年度分の固定資産税に限り、第64条の2第1項中「第63条」とあるのは「附則
度分 平成29年度分

第19項又は第20項」と、同条第2項中「第63条」とあるのは「附則第19項又は第20項の規定」
とする。

21の2 前項に定めるもののほか、附則第19項又は第20項の規定の適用を受ける土地に対して課
する平成25年度分又は平成26年度分の固定資産税については、法附則第17条の2第5項に定め
平成28年度分 平成29年度分

るところによる。

22 平成26年度分の固定資産税について附則第19項の規定の適用を受ける土地に対して課する
平成29年度分

平成26年度分の固定資産税に限り、第64条の2中「第63条」とあるのは「附則第19項」とする。
平成29年度分

22の2 前項に定めるもののほか、平成26年度分の固定資産税について附則第19項の規定の適用
平成29年度分

を受ける土地に対して課する平成26年度分の固定資産税については、法附則第17条の2第6項
平成29年度分

に定めるところによる。

23-31 省 略

32 平成25年度に係る賦課期日において法附則第19条の2第3項各号に掲げる事情がある土地
平成28年度

（次項に規定する土地に該当するに至った場合の当該土地を除く。）に対して課する固定資産
税の課税標準は、附則第19項又は第20項の規定にかかわらず、同条第3項に定めるところによ
る。

33 平成26年度に係る賦課期日において法附則第19条の2第4項各号に掲げる事情がある土地に
平成29年度

対して課する固定資産税の課税標準は、附則第19項又は第20項の規定にかかわらず、同条第4
項に定めるところによる。

34-57 省 略

（軽自動車税の税率の特例）

58 次に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第84条の規定の適用については、当該軽自動車が平

成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び附則第60項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、第84条第2号ア中「3,900円」とあるのは「1,000円」と、「6,900円」とあるのは「1,800円」と、「10,800円」とあるのは「2,700円」と、「3,800円」とあるのは「1,000円」と、「5,000円」とあるのは「1,300円」とする。

- (1) 電気軽自動車（電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。）
- (2) 天然ガス軽自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次項において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので総務省令で定めるもの

59 次に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第84条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」と、「10,800円」とあるのは「5,400円」と、「3,800円」とあるのは「1,900円」と、「5,000円」とあるのは「2,500円」とする。

- (1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項及び次項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（次号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（次号及び次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの
- (2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において

適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の135を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの

60 次に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第84条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、「6,900円」とあるのは「5,200円」と、「10,800円」とあるのは「8,100円」と、「3,800円」とあるのは「2,900円」と、「5,000円」とあるのは「3,800円」とする。

(1) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上の乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの

(2) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの

61 削除

58から78まで 省略
62

79-81 省略

82 附則第23項から第26項までの規定の適用がある宅地等（法附則第17条第2号に規定する宅地等をいうものとし、第64条の2又は法第349条の3若しくは法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度
平成27年度 平成29年度

分の特別土地保有税については、第113条の11第1号及び第113条の24中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第23項から第26項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

83 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成27
平成30

年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第113条の11第
年3月31日

2号中「課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。以下この号において同じ。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「当該不動産取得税の課税標準となるべき価格として政令で定める額」とあるのは「当該不動産取得税の課税標準となるべき価格として政令で定める額に2分の1を乗じて得た額」とする。

84-112の2 省 略

（たばこ税の税率の特例）

113 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法第1条第1項に規定する 削除

紙巻たばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第100条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,495円とする。

114-128の2 省 略

128の3 前項の場合において、当該納税義務者が平成26年から平成29年までの居住年に係る租 平成31年

税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等（居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される第35条の2の2第1項中「100分の3」とあるのは「100分の4.2」と、「58,500円」とあるのは「81,900円」とする。

（東日本大震災に係る法人の市民税の繰越控除の特例）

129 第53条第8項（第3号を除く。）及び第9項から第13項までの規定は、震災特例法第15条及び第23条の規定によつて法人税の還付を受けた法人について準用する。この場合において、第53条第8項中「開始した事業年度又は」とあるのは「開始した事業年度（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第15条第1項に規定する中間期間を含む。）又は」と、「開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつた」とあるのは「開始した事業年度（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第15条第1項に規定する中間期間を含む。）において東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第15条第1項に規定する繰戻対象震災損失金額が生じた」と、「同法第80条又は第144条の13」とあるのは「同条」と、同項第1号中「法人税法第80条」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第15条」と、同項第2号中「法人税法第144条の13」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係

法律の臨時特例に関する法律第15条」と、「同法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額」とあるのは「法人税額」と、「同号イ」とあるのは「法人税法第141条第1号イ」と、同条第9項中「開始した事業年度（）」とあるのは「開始した事業年度（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第15条第1項に規定する中間期間を含む。）」と、「損金の額が益金の額を超えることとなつた」とあるのは「同条第1項に規定する繰戻対象震災損失金額が生じた」と、「法人税法第80条又は第144条の13」とあり、及び「同法第80条又は第144条の13」とあるのは「同条」と、「（同法」とあるのは「（法人税法」と、同項第2号中「金額）のうち、法人税法第144条の13（第1項第1号に係る部分に限る。）の規定によつて還付を受けたもの」とあるのは「金額）」と、「みなし、同法第144条の13（第1項第2号に係る部分に限る。）の規定によつて還付を受けたものは、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前9年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年
前10年内事業年度

度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前9年内事業年度に係る控除未済還付法人税
前10年内事業年度

額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度）に係る外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなす」とあるのは「とみなす」と、同条第11項中「開始した連結事業年度」とあるのは「開始した連結事業年度（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第23条第1項に規定する中間期間を含む。）」と、「損金の額が益金の額を超えることとなつた」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第23条第1項に規定する繰戻対象震災損失金額が生じた」と、「同法第81条の18第1項第4号に掲げる」とあるのは「同条の規定により還付を受ける金額のうち各連結法人に帰せられる」と、同条第12項中「開始した連結事業年度（）」とあるのは「開始した連結事業年度（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第23条第1項に規定する中間期間を含む。）」と、「損金の額が益金の額を超えることとなつた」とあるのは「同条第1項に規定する繰戻対象震災損失金額が生じた」と読み替えるものとする。

130-148 省 略

大阪市市税条例（抄）

（第2条による改正関係）

附 則

1-57 省 略

58 3輪以上の軽自動車（電気軽自動車（電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項第1号において同じ。）、天然ガス軽自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。次項第2号において同じ。）、メタノール軽自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）、混合メタノール軽自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車（内燃機関を有する軽自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車第16項

車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。）並びに被けん引自動車を除く。）に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この項から附則第61項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第84条の規定の適用については、当分の間、同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「4,600円」と、「6,900円」とあるのは「8,200円」と、「10,800円」とあるのは「12,900円」と、「3,800円」とあるのは「4,500円」と、「5,000円」とあるのは「6,000円」とする。

59-148 省 略

大阪州市税条例の一部を改正する条例（平成26年大阪州市条例第80号）（抄）

第1条 大阪州市税条例（昭和29年大阪州市条例第16号）の一部を次のように改正する。

省 略

附則第58項から第78項までを次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

58 3輪以上の軽自動車（電気軽自動車（電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。）、天然ガス軽自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）、メタノール軽自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）、混合メタノール軽自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車（内燃機関を有する軽自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。）並びに被けん引自動車を除く。）に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第84条の規定の適用については、当分の間、同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「4,600円」と、「6,900円」とあるのは「8,200円」と、「10,800円」とあるのは「12,900円」と、「3,800円」とあるのは「4,500円」と、「5,000円」とあるのは「6,000円」とする。

59から78まで 削除

附則第61項を削り、附則第60項を附則第61項とし、附則第59項を附則第60項とし、附則第58項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び附則第60項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に、「第84条第2号ア」を「同条第2号ア」に改め、同項第1号中「（電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。）」を削り、同項第2号中「（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）」を削り、同項を附則第59項とし、附則第57項の次に次の1項を加える。

58 3輪以上の軽自動車（電気軽自動車（電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項第1号において同じ。）、天然ガス軽自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃

機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。次項第2号において同じ。)、メタノール軽自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。)、混合メタノール軽自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。)及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車(内燃機関を有する軽自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。)並びに被けん引自動車を除く。)に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この項から附則第61項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第84条の規定の適用については、当分の間、同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「4,600円」と、「6,900円」とあるのは「8,200円」と、「10,800円」とあるのは「12,900円」と、「3,800円」とあるのは「4,500円」と、「5,000円」とあるのは「6,000円」とする。

省 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(4) 省 略

(5) 第1条中大阪市市税条例第10条第3項、第35条第1項、第52条第1項、第9項及び第10項、第53条第8項から第10項まで並びに第53条の2の改正規定、同条例第53条の3の改正規定(「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下「外国法人」という。))」を「外国法人」に改める部分に限る。)、同条例第53条の4の2第1項の改正規定、同条例第84条の改正規定(同条第2号ア中「3,100円」を「3,900円」に、「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改める部分を除く。)並びに同条例第134条の11第1項の改正規定並びに同条例附則第
附則第

58項から第78項まで及び第129項

61項を削り、附則第60項を附則第61項とし、附則第59項を附則第60項とする改正規定、同条

例附則第58項の改正規定、同項を附則第59項とし、附則第57項の次に1項を加える改正規定
の改正規定並びに第2条並びに附則第12項、第14項の2から第16
並びに同条例附則第129項

項まで及び第17項（新条例附則第58項に係る部分に限る。）の規定 省 略

(6)－(7) 省 略

2－19 省 略